

○尾道市長者原スポーツセンター設置及び管理条例

平成7年12月21日

条例第38号

注 平成16年9月から改正経過を注記した。

(目的及び設置)

第1条 スポーツの普及振興と市民の健康づくりの増進を図ることを目的として、尾道市長者原スポーツセンター(以下「スポーツセンター」という。)を設置する。

(位置)

第2条 スポーツセンターの位置は、次のとおりとする。

位置 尾道市高須町985番地25
(平16条例39・一部改正)

(事業)

第3条 スポーツセンターは、次の事業を行う。

- (1) スポーツの普及振興と健康の維持・増進に関すること。
- (2) 市民の体力向上に関すること。
- (3) 会議、研修等の会場提供に関すること。
- (4) その他目的達成のため必要なこと。

(平16条例39・一部改正)

(指定管理者による管理)

第4条 スポーツセンターの管理は、尾道市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年条例第2号。次条において「指定手続条例」という。)の規定により市が指定した法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。ただし、同条例第3条第1項の申請がなかったとき又は同条例第4条に規定する審査の結果、指定できるものがなかったときは、この限りでない。

(平21条例24・全改)

(指定管理者が行う管理の基準)

第4条の2 指定管理者は、この条例及び指定手続条例並びにこれらに基づく規則の規定に従い、スポーツセンターの管理を行わなければならない。

(平21条例24・追加)

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 利用の許可(利用に係る変更の許可を含む。)に関する業務
- (2) 利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の徴収に関する業務
- (3) スポーツセンターの施設及び附属設備の維持管理及び修繕(大規模な修繕を除く。)に関する業務
- (4) 施設の屋内及び屋外清掃業務
- (5) 利用に係る統計業務
- (6) 前5号に掲げるもののほか、スポーツセンターの運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除き、市長が必要と認める業務

(平16条例39・追加、平21条例24・一部改正)

(指定管理者の指定の期間)

第6条 指定管理者がスポーツセンターの管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から起算して5年とする。ただし、期間満了後の再指定を妨げない。

2 指定管理者が指定を受けた日が4月1日以降である場合においては、前項の規定にかかわらず、当該年度の3月31日までを1年間とみなす。

(平16条例39・追加)

(開館時間及び休館日)

第7条 スポーツセンターの開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、開館時間及び休館日を変更することができる。

(1) 開館時間

午前9時から午後9時まで

(2) 休館日

ア 毎週月曜日(ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その翌日以後の直近の休日でない日とする。)

イ 12月29日から翌年1月3日まで

ウ 指定管理者が特に必要と認める日

(平16条例39・追加)

(利用の許可)

第8条 スポーツセンターを利用する場合は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 指定管理者は、スポーツセンターの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に際して条件を付すことができる。

(平16条例39・旧第5条線下・一部改正)

(利用許可の制限)

第9条 指定管理者は、スポーツセンターを利用する者が、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあるとき。
- (2) 施設、設備等を破損又は汚損するおそれがあるとき。
- (3) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) その他スポーツセンターの管理上支障があると認められるとき。

(平16条例39・旧第6条線下・一部改正、平21条例24・一部改正)

(利用許可の取消し等)

第10条 指定管理者は、スポーツセンターの利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、若しくは変更し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 虚偽の申請によって利用許可を受けたとき。
- (2) 利用許可の条件に違反したとき。
- (3) 前条各号に定めるいずれかの事由が生じたとき。
- (4) その他特別の事由が生じたとき。

2 前項の規定により、利用許可の取消しその他の処分をした場合において、利用者が損害を受けることがあっても、市長及び指定管理者はそれに対し賠償の責めを負わない。

(平16条例39・旧第7条線下・一部改正、平21条例24・一部改正)

(利用の制限)

第10条の2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、利用を拒絶し、又は退去を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれのある者
- (2) 施設又は附属設備等を損傷するおそれがある者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、スポーツセンターの管理上支障があると認められる者

(平21条例24・追加)

(利用料金の納入)

第11条 利用者は、スポーツセンターの施設の利用許可を受けた際に、指定管理者に利用料金を納付しなければならない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

(平21条例24・全改)

(利用料金の収入)

第11条の2 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

(平21条例24・追加)

(利用料金の還付)

第12条 既に納付した利用料金は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 天災地変その他利用者の責めによらない理由により利用できなくなったとき。
- (2) 利用許可を受けた日の5日前までに利用の取消し又は変更を申し出た場合で、指定管理者が相当の理由があると認めたとき。

(平16条例39・旧第9条線下・一部改正、平21条例24・一部改正)

(利用料金の減免)

第13条 指定管理者は、市長が別に定める特別な理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(平21条例24・全改)

(目的外利用等の禁止)

第14条 利用者は、スポーツセンターの利用許可を受けた利用目的以外に利用し、転貸し、又はその利用権を譲渡してはならない。

(平16条例39・追加)

(原状回復の義務)

第15条 利用者は、スポーツセンターの利用を終えたとき又は第10条第1項の規定により利用許可を取り消され、若しくは利用制限若しくは利用停止を命ぜられたときは、直ちに利用場所を原状に回復して返還しなければならない。

(平16条例39・追加、平21条例24・一部改正)

(損害賠償)

第16条 施設又は附属施設若しくは備え付けの器具類等を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(平16条例39・旧第13条繰下・一部改正、平21条例24・一部改正)

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

(平16条例39・旧第14条繰下、平21条例24・一部改正)

付 則

この条例の施行期日は、規則で定める。

(平成8年2月規則第2号で、同年2月18日から施行)

付 則(平成8年6月26日条例第31号)

この条例の施行期日は、規則で定める。

(平成8年規則第36号で、同年8月1日から施行)

付 則(平成12年12月29日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成13年3月23日条例第19号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

付 則(平成16年9月24日条例第39号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

付 則(平成21年3月18日条例第24号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

付 則(平成31年3月20日条例第74号)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に行う利用の許可に係る利用料金について適用し、同日前行う利用の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

別表(第11条関係)

(平16条例39・全改、平21条例24・平31条例74・一部改正)

長者原スポーツセンター利用料金上限額

体育館

(単位：円)

区分	専用利用			個人利用	冷暖房	備考
	1時間につき	半日につき	1日	1回につき		
アリーナ	1,570	4,710	7,860	一般 130 小・中・高校生 60	1時間までごとに 2,620	
会議室 (視聴覚室)	520	1,570	2,620	—	210	
研修室	310	940	1,570	—	100	
トレーニング室	—	—	—	一般 260 小・中・高校生 100		

テニスコート

(単位：円)

利用区分	単位	利用料金
コート1面当たり	1時間につき	630
夜間照明施設1面当たり	1時間につき	310

器具・用具

(単位：円)

利用器具・用具	単位	利用料金
拡声装置、電光掲示板、移動ステージ	1式1回につき	1,050

備考

- 1 1日とは、午前9時から午後5時まで又は午後1時から午後9時までとする。
- 2 半日とは、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで、午後5時から午後9時までのいずれかとする。
- 3 1時間未満は、1時間とみなす。
- 4 アリーナを区分して、その2分の1、3分の1、4分の1、6分の1を利用する場合の利用料金は、この表に定める額に当該専用割合を乗じて得た額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、10円未満の端数は切り上げる。
- 5 営利を目的としないで入場料等を徴収する場合の利用料金は、この表(器具・用具を除く。以下同じ。)に定める額の3倍に相当する額とし、営利を目的とする場合は、この表に定める額の5倍に相当する額とする。